

平成24年度第7回理事会議事概要

日 時： 平成24年11月20日(火) 15:30～16:00

場 所： 特別会議室

出席者： 理事長	鈴木 和夫
理事（企画・総務担当）	城土 裕
理事（研究担当）	大河内 勇
理事（森林業務担当）	宮本 敏久
理事（業務承継円滑化・適正化担当）	森下 眞行
監事	滑志田 隆
監事	西田 篤實
総括審議役	森田 一行
総括審議役	安藤 伸博
審議役	渡邊 聡
総務部長	藤江 達之

1. 開会

2. 議事

本日は、井上理事、落合企画部長が所用のため欠席となっている。

議題が2件、報告が3件となっており、次第に従って報告いただくこととしたい。

(1) 退職手当の支給水準等改定について

(総務部長) <資料 - 1を説明>

退職手当の支給水準の改定については、11月16日に国家公務員退職手当法等の一部改正に関する法律が成立しており、独立行政法人についても同様の措置を講ずることとし、労働組合と交渉を行うこととしたい。

今回の改正の主な内容は、現行が104/100である調整率を平成25年度1月から98/100、最終的には87/100まで引き下げることであり、この措置によって、退職手当の額が平均で400万円強の引き下げとなる。

また、早期退職者募集制度を新たに創設し、これに併せて定年前早期退職特例措置について適用対象年齢下限を50歳から45歳へ引き下げ、割増内容として1年につき2%から3%への引き上げを行う。この措置の施行期日については別途政令で定められることとなっている。

なお、労働組合との交渉については、従前通り、農林水産省所管独立行政法人賃金改定協議会として行うこととしている。

(森田総括審議役)

交渉のスケジュールについてはどのようになっているのか。

(総務部長)

昨日、提案を行い交渉を開始したが、できるだけ速やかに決着するよう進めていきたい。

(宮本理事)

定年前早期退職特例措置による割増の最高限度は自動的に引き上げられると理解していいのか。

(総務部長)

最高限度については、政令で定められることとなっており、独立行政法人においてもそれに準ずる扱いとなる。

(理事長)

本件議題については理事会として了承された。

(2) 平成25年1月期研究職員の採用について

(森田総括審議役) <資料 - 2を説明>

本件については、日程の関係があり、既に10月30日に公募を開始しており、事後の報告となったこととお詫びする。

平成25年1月期の研究職員の採用予定は、本所、立地環境研究領域、本所、森林昆虫研究領域、本所、構造利用研究領域、四国支所、林木育種センター、遺伝資源部で各1名ずつ、計5名となっている。

応募の条件は、採用日までに博士号を取得していることとなっており、今後のスケジュールは、11月29日(木)に応募締切、12月4日(火)に書類審査、12月11日(火)に面接試験を実施し、1月1日付での採用を予定している。

(理事長)

応募条件を「博士の学位を有する者」としているが、今後も博士のみを対象とした募集を行うのか。採用の多様化も検討する必要があるのではないか。

(大河内理事)

任期付き研究職員については、学士、修士で採用し、期間中に学位を取得させることについての検討を行っている。

(理事長)

本件議題については理事会として了承された。

(3) 平成24年度森林農地整備センター新規採用者の内定について

(安藤総括審議役) <資料 - 1を説明>

森林農地整備センターの新規採用について現在の状況を報告する。

9月1日付採用者については、一次試験を7月1日、二次試験を7月22日に行い、9月1日付で4名を採用した。現在、この4名のうち、3名が整備局、

1名が水源林事務所で勤務している。

平成25年4月1日付採用の募集については、7月6日から8月31日に募集を行い、一次試験を10月6日、二次試験を11月20日に行い、4名を内定したところ、全員から承諾書が提出された。この4名については平成25年4月1日付で採用し、基本的には整備局に配置することとして準備を進めている。

(理事長)

9月1日付採用者は全員川崎に勤務しているわけではないという理解でいいか。

(安藤総括審議役)

4名については、中部整備局、近畿北陸整備局、中国四国整備局及び神戸水源林事務所に配置しており、川崎での勤務者はいない。

(森下理事)

まず、現場で経験を積むことが必要と考えており、このような配置とした。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(4) 冬季の節電目標について

(総務部長) <資料 - 2を説明>

今冬の節電目標について、農林水産省から協力要請があったので報告する。

内容は、北海道電力管内においては指定された期間、時間について7%以上の節電、北海道以外の電力管内においては数値目標を伴わない節電となっている。

森林総合研究所としては、昼休みの消灯等照明の節電、パソコン等身の回りの電気機器の節電、ウォームビスの実行により、節電に取り組んでいくこととしているが、北海道内の施設についてはこの数値目標を念頭により一層の節電対策を求めていくこととしたい。

(城土理事)

開始期間が12月3日あるいは10日となっているが、それまでの間については夏期の取組みが継続されているという理解でいいか。

(総務部長)

夏期の節電対策の期間は夏期の需要期である 9 月末までとなっており、冬期の需要期について今回の協力要請があったもの。従って夏期と冬期の間には節電目標が示されない期間があったこととなる。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(5) 農用地総合整備事業「美濃東部区域」の完工式について

(安藤総括審議役) < 資料 - 3 を説明 >

農用地総合整備事業「美濃東部区域」の完工式が行われますので、御案内する。

本事業は、農用地整備事業としては最後の地区であり、平成 24 年度に完工となり、11 月 27 日に完工式が行われることとなった。

本事業は、平成 10 年から 24 年まで事業費 395 億円で岐阜県関市等 7 市町村を対象とし、区画整理、暗渠排水、農用地造成、農業用道路等の整備を行ってきた。

林業分野との関連については、農道を利用した物流の改善等への貢献が期待されている。

完工式は 11 月 27 日に郡上市総合文化センターにおいて地元の関係者等が参加して挙行されることになっており、森林総合研究所からは理事長と森林農地整備センター所長が出席する予定となっている。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(6) その他

2 件の追加報告があった。

(滑志田監事) < 契約審査委員会の結果について >

11 月 19 日に外部委員で構成される平成 24 年度契約監視委員会が開催され、平成 23 年度分の契約について検討を行ったので報告する。

契約件数は、研究開発部門が 8 千件、農地整備センターが 5 千件となっており、今回はその中で一般公募入札、随意契約を併せて 414 件を審査対象とし、

審査結果については、後日委員長から理事長宛てに報告書が提出されることとなっている。

小職も参加して審査した限りにおいては、契約が概ね適切に行われていると判断された。

総務省の行政管理局が独立行政法人における契約見直しということで再三通知を出しており、特に二年連続の一者応札となった案件については四半期ごとに契約監視委員会でチェックするよう指導がなされているが、委員としては年一回程度の委員会開催で効率的に一者応札等の状況をチェックしていきたいと考えている。

森林総合研究所全体では、平成23年度において契約全体に占める随意契約の割合について、件数では総務省の目標をクリアしているが、金額で若干上回っていた。この原因としては、震災対応等やむを得ない事情があってこのような結果になったものと認識している。また、個々の入札案件についても契約金額が高額なもの、落札率が高いもの等について審査を行ったが、それぞれについて理由について明確な説明があり、理解できるものであった。

(理事長)

随意契約の割合について、具体的な数値で説明してほしい。

(滑志田監事)

見直しでは、全契約中、随意契約の契約金額の割合について6.9%という目標に対して、平成23年度においては7.8%と若干上回り、達成されていなかった。契約件数では29.5%の目標に対して20.3%と目標を達成していた。この点について、一層の努力の必要があると考えている。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(総務部長) < 特例公債法案の成立について >

11月16日に特例公債法案が成立し、12月初旬までには交付金が交付されることとなり、第5回理事会で審議いただいた短期借入れの必要がなくなる見込みであることを報告する。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

次回の平成24年度第8回理事会は12月18日(火)に森林農地整備センターにて開催予定となった。

3. 閉会